

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成1年1月12日	不動産番号	0114000144134
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	板橋区下赤塚町 板橋区四葉一丁目			余白	昭和六参年壹月壹日変更 昭和六参年壹月壹日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
壹四〇番	畑	231:		余白	
壹四〇番壹	余白	141:		①③壹四〇番壹、壹四〇番壹に分筆 〔昭和六〇年七月壹八日〕	
六番壹	宅地	141:96:		②③昭和六参年九月式五日地目変更 〔昭和六参年壹〇月式式日〕	
余白	余白	104:67:		昭和六参年壹月壹日土地区画整理法の換地処分 〔昭和六参年壹月壹日〕	
余白	余白	余白	:	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項の規定により移記 平成参年壹月壹式日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年11月25日 第48574号	原因 昭和六参年壹月式式日売買 共有者 板橋区大山町式六番五号 持分壹〇〇分の七参 尾 辻 清 江 板橋区大山町式六番五号 壹〇〇分の式七 立 川 賢 一 順位七番の登記を移記
付記1号	番登記名義人表示更正	昭和63年9月29日 第37647号	原因 錯誤 共有者尾辻清江の住所 板橋区四葉一丁目六番 壹号 代位者 板橋区徳丸五丁目式七番式号 徳丸石川土地区画整理組合 代位原因 土地区画整理登記令第二条三号 順位七番付記壹号の登記を移記
付記2号	番登記名義人表示更正	昭和63年9月29日 第37648号	原因 錯誤 共有者立川賢一の住所 板橋区四葉一丁目六番 壹号 代位者 板橋区徳丸五丁目式七番式号 徳丸石川土地区画整理組合 代位原因 土地区画整理登記令第二条三号 順位七番付記式号の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第式条第式項の規定により移記 平成参年壹月壹式日
2	尾辻清江持分全部移転	平成24年9月27日 第35733号	原因 平成24年3月3日相続 共有者 板橋区四葉一丁目6番1号 持分100分の73 立 川 道 江

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和61年11月25日 第48575号	原因 昭和六参年壹月式式日金銭消費貸借同日設定 債権額 金壹千八百万円 利息 年七・〇式% (但し壹式分の壹の月利計算) 損害金 年壹四・六〇% (年参六五日割計算) 債務者 板橋区大山町式六番五号 立 川 賢 一 抵当権者 千代田区神田駿河台二丁目五番地 東 京 労 働 金 庫 (取扱店 中野支店) 共同担保 目録(は)第九〇七〇号 順位五番の登記を移記

	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第貳条第貳項の規定により移記 平成老年壹月壹貳日
2	1番抵当権抹消	平成18年3月3日 第6788号	原因 平成18年2月27日解除

共同担保目録			
記号及び番号		(注)第9070号	
		調製	平成4年11月12日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	板橋区四葉一丁目 六番壹の土地	1	平成18年3月3日受付第6788号抹消
2	板橋区四葉一丁目 六番貳の土地	1	平成18年3月3日受付第6788号抹消
3	板橋区四葉一丁目 六番地壹、六番地貳 家屋番号 六番壹の建物	1	平成18年3月3日受付第6788号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成4年11月12日
	余白	余白	平成18年3月3日全部抹消

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成1年1月12日	不動産番号	0114000144135
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	板橋区下赤塚町			余白	
	板橋区四葉一丁目			昭和六参年壹月壹日変更 昭和六参年壹月壹日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
壹参九番	畑	304 :		余白	
壹参九番壹	余白	67 :		壹参九番壹ないし壹参九番参に分筆 〔昭和六〇年七月壹八日〕	
六番貳	宅地	67 : 96 :		②③昭和六参年九月貳五日地目変更 〔昭和六参年壹〇月貳貳日〕	
余白	宅地	48 : 95 :		昭和六参年壹月壹日土地区画整理法の換地処 分 〔昭和昭和六参年壹月壹日〕	
余白	余白	余白	:	昭和六参年法務省令第参七号附則第貳条第貳項 の規定により移記 平成参年壹月壹日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年11月25日 第48574号	原因 昭和六参年壹月貳日売買 共有者 板橋区大山町貳六番五号 持分壹〇〇分の七参 尾 辻 清 江 板橋区大山町貳六番五号 壹〇〇分の貳七 立 川 賢 一 順位七番の登記を移記
付記1号	壹番登記名義人表示更正	昭和63年9月29日 第37647号	原因 錯誤 共有者尾辻清江の住所 板橋区四葉一丁目六番 壹号 代位者 板橋区徳丸五丁目貳七番貳号 徳丸石川土地区画整理組合 代位原因 土地区画整理登記令第二条三号 順位七番付記壹号の登記を移記
付記2号	壹番登記名義人表示更正	昭和63年9月29日 第37648号	原因 錯誤 共有者立川賢一の住所 板橋区四葉一丁目六番 壹号 代位者 板橋区徳丸五丁目貳七番貳号 徳丸石川土地区画整理組合 代位原因 土地区画整理登記令第二条三号 順位七番付記貳号の登記を移記
	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第貳条第貳項 の規定により移記 平成参年壹月壹日
2	尾辻清江持分全部移転	平成24年9月27日 第35733号	原因 平成24年3月3日相続 共有者 板橋区四葉一丁目6番1号 持分100分の73 立 川 道 江

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和61年11月25日 第48575号	原因 昭和六参年壹月貳日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金壹千八百万円 利息 年七・〇% (但し壹貳分の壹の月利計 算) 損害金 年壹四・六〇% (年参六五日割計算) 債務者 板橋区大山町貳六番五号 立 川 賢 一 抵当権者 千代田区神田駿河台二丁目五番地 東 京 労 働 金 庫 (取扱店 中野支店) 共同担保 目録(第)第九〇七〇号 順位五番の登記を移記

	余白	余白	昭和六参年法務省令第参七号附則第貳条第貳項の規定により移記 平成参年参月参日
2	1番抵当権抹消	平成18年3月3日 第6788号	原因 平成18年2月27日解除

共同担保目録			
記号及び番号	(注)第9070号	調製	平成4年11月12日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	板橋区四葉一丁目 六番地の土地	1	平成18年3月3日受付第6788号抹消
2	板橋区四葉一丁目 六番地の土地	1	平成18年3月3日受付第6788号抹消
3	板橋区四葉一丁目 六番地壹、六番地貳 家屋番号 六番地の建物	1	平成18年3月3日受付第6788号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成4年11月12日
	余白	余白	平成18年3月3日全部抹消

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。